損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償の額を定める。

1. 損害賠償の理由			令和元年7月24日午後1時頃、相手方が下 呂市萩原町四美地内の市道四美中央線を走行 中、横断側溝のグレーチングが跳ね上がり相 手方車両を損傷させた。 市は、この事故の過失の全部を認め、車両 購入費相当額380,000円、代車費用172,800 円、合計552,800円を賠償する。
2. 損害賠償額(市の過失割合)			552,800 円(100 分の 100)
	内	保 険 金	552,800 円
	訳	一般財源	0 円
3. 損害賠償の相手方			

令和元年9月30日提出

下呂市長 服 部 秀 洋

提案理由

地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 96 条第 1 項第 13 号の規定に基づき、議会の 議決を求めるもの。